

外国公務員贈賄防止 指針のてびき

—知らないでは済まない贈賄リスク—

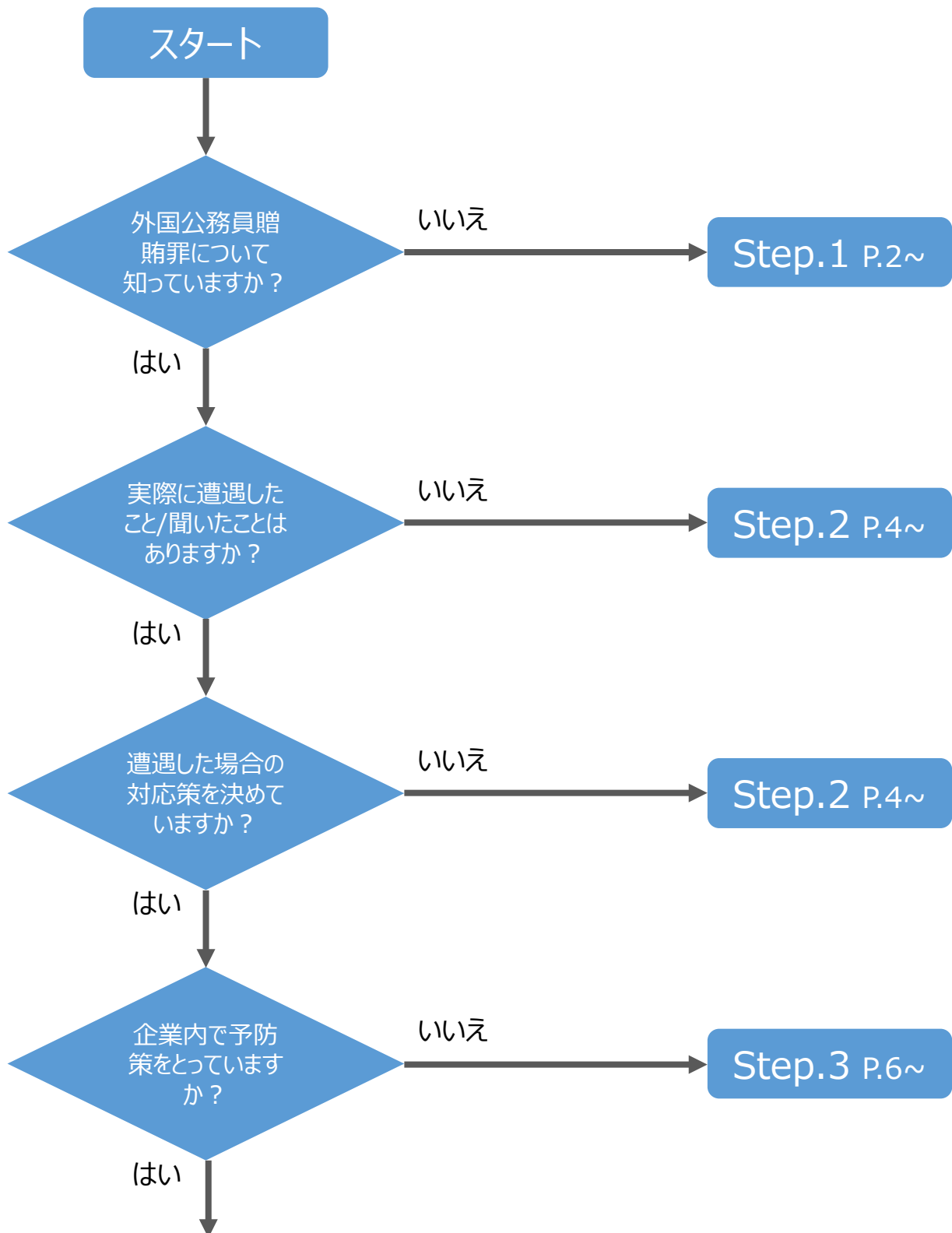
贈賄



目次

- Check** 貴社の現状はどこでしょうか？……………P.1
- Step.1** 外国公務員贈賄罪ってなに？……………P.2
- Step.2** 実際に遭遇したらどう対処したらいい？……………P.4
- Step.3** 法律は知っているけどどうしたら未然に防げるの？…P.6
- 有事** もし賄賂を払ってしまったことが発覚したら？…P.9
- 連絡先** 少しでも疑問に感じたら早めの相談を！……………P.10

貴社の現状はどこでしょうか？



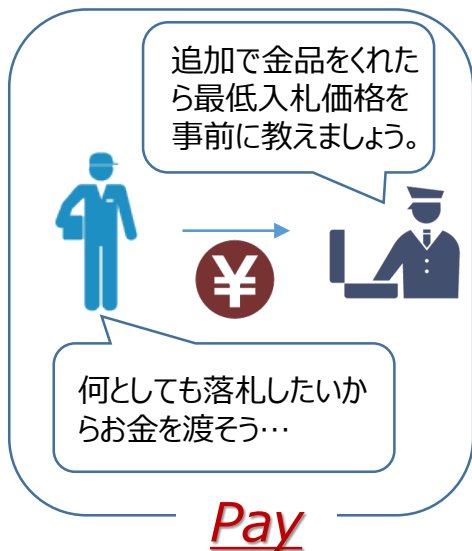
日頃からの準備・対策が重要です！
今後も気をつけましょう！

外国公務員贈賄防止指針（指針）もご参照ください。

URL: https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/GaikokukoumuinzouwaiBoushiShishin20170922.pdf

Step.1 外国公務員贈賄罪ってなに？

こんなケース、身近にありませんか・・・？

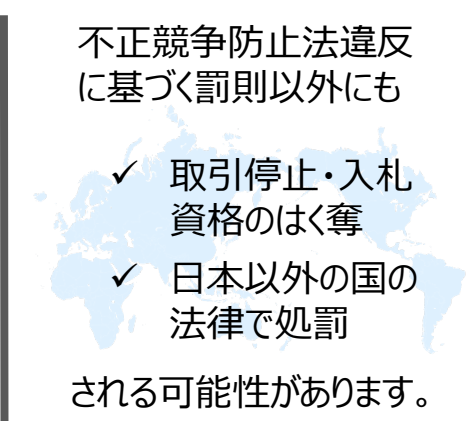


外国公務員贈賄罪とは・・・

国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、外国公務員等に対して直接または第三者を通して、金銭等を渡したり約束をしたりすると、犯罪となります（不正競争防止法違反）。



不正競争防止法に違反すると・・・



コラム① 実際にあった事例

少額の支払いや商品の贈与でも犯罪になるの？

犯罪になり得ます。

実際に、現地工場の違法操業を見逃してもらうなどするために、約42万円相当の金銭と女性用バッグを地方政府の幹部に供与した事案に対して、罰金が科せられた事案があります。

(名古屋簡裁平成25年10月)

(指針P.39参照)

行為者だけではなく、法人自体に罰則が科されたことはあるの？

法人に罰金刑が科されたことがあり、過去に**9,000万円**の罰金という判決が下されたこともあります。

(指針P.40参照)


日本の不競法だけに注意しておけば問題ない？


日本の不正競争防止法に注意することは大前提ですが、**現地法や米国の法律、英国の法律などの海外法にも留意**する必要があります。実際、米国FCPAで日本企業が罰せられたケースも見られます。また、米国FCPAでは、1千億円を超える制裁金が科されたケースも見られます。

米国FCPA※

企業や個人が、商機や不適切な便宜を得るために、米国外の政府関係者・公務員に、金銭や何らかの価値があるものの支払いの申し入れ、約束、または承認を助長するような行動を、直接的または間接的に行ってはならない。米国企業に限らず、以下の場合に適用される。

①米国証券取引所に上場している企業等 ②米国所在企業等 ③米国内で行為の一部を行った場合 ④米国FCPAの適用を受ける者と共謀等した場合

 刑事罰：200万ドル以下の罰金かつ(または)利得(損失)の2倍までの罰金
法人 民事：21,410ドル以下の民事制裁金


 刑事罰：25万ドル以下の罰金かつ(または)利得(損失)の2倍までの罰金、5年以下の禁錮刑またはその両方
自然人 民事：21,410ドル以下の民事制裁金


※詳細は、米国FCPAリソースガイドを参照
<https://www.justice.gov/criminal-fraud/file/1292051/download>

英国UKBA※

以下の要件を満たす場合には、企業が贈賄罪の適用対象となる。英国企業に限らず、英国で事業の一部を行う企業にも適用される。

- ・企業(営利団体)の関係者が、
- ・当該企業のために事業や事業上の優位性を取得または確保することを意図して
- ・他の者に贈賄した場合

 正式裁判の場合、金額上限なしの罰金。
法人 ※略式裁判の場合、制定法上限以下の罰金。

 正式裁判の場合、10年以下の禁錮、金額上限なしの罰金またはその併科。
自然人 略式裁判の場合、12月以下の禁錮、制定法上限(5000ポンド)以下の罰金またはその併科。

※詳細は、UKBAガイダンス及び量刑に関するガイドラインを参照
<https://www.justice.gov.uk/downloads/legislation/bribery-act-2010-guidance.pdf>

Step.2 実際に遭遇したらどう対処したらいい？

例えば、このようなケース



申請手続

許認可を得ようと書類申請したが、なかなか手続きが進まず、催促したところ、手続きを進めるための手数料を要求された。



立ち入り検査

違法な操業をしていないか立ち入り検査が実施され、違反を指摘されたところ、金銭の見返りに違反を軽くする旨が打診された。



税関手続

荷物を運んでおり、税関を通過しようとしたところ、重量オーバーを指摘されたが、違反を見逃す見返りに手数料を要求された。

実際、しつこく要求されたとき、現地企業は何をすべき？

① **原則拒絶**[※]



上記のような要求に対し、金銭等を供与する行為は、不正競争防止法上で処罰対象となりますので、原則拒絶しましょう。

また、困ったときには、以下の「**拒絶カード**」の提示も効果的です。

(参考：拒絶カード) 外国公務員贈賄防止に関するパンフレットの裏面

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/damezowaipamph.pdf

※ただし、生命、身体に対する現実の侵害を避けるため、他に現実的に取り得る手段がないためやむを得ず行う必要最低限の支払いについては、緊急避難の要件を満たす可能性があり、処罰されないことがあります。また、外国公務員等の国の判例法や成文の法令において認められ又は要求されていた利益については、不正の利益を得るために供与する金銭その他の利益には該当せず、不正競争防止法違反とはなりません。(指針P.23,29参照)

② 本社との連携



現地のみで対応せず、本社等に迅速に報告・相談しましょう。

一方、本社は、贈賄の兆候を察知できるように、組織内の「風通し」を確保する、子会社を含め、営業担当者に対し、実現困難な受注実績を求めると贈賄行為を行う動機を形成させないよう配慮することも重要です。

③ 外国公務員贈賄防止総合窓口や各機関の相談窓口に相談



社交行為等の取扱いに疑義が生じましたら、外国公務員贈賄防止総合窓口へお早めにご相談ください。当該窓口では、これまでに100件を超える相談を受け付けており、質問への回答や適切なご相談先をお知らせしています。

また、225か所の在外公館に外国公務員贈賄防止担当官が設置されるなど、現地にも相談窓口がありますので、お早めにご相談ください。

コラム② 企業・機関の取り組み～その1～

少額であれば行政サービスを円滑化するために支払っても問題ないかな？

問題あります。
行政サービスを円滑化するための少額の支払、いわゆるSmall Facilitation Paymentsは、「営業上の不正の利益」を得るための支払に該当する可能性があるため、社内規定に明記するなどして支払いを禁止するための措置を講じ、役職員への教育も行いましょう。

(指針P.13,27参照)

賄賂を支払わずにうまく済ませている企業はあるのかな？

例えば、会社の原則・ポリシーを相手に示した上で、**一切の不適切な支払いをできないと断る**こととしている企業もあります。
他には、**その場で判断せず**に社内を確認すると言ったり、贈賄リスクの高い地域では、**極力単独での行動を避ける**ようにすることもあるようです。

社交行為も全て禁止されているのかな？

旅費、食費などの経費負担や贈答は、典型的な贈賄行為ともなり得るものでありますが、純粹に一般的な社交や自社商品・サービスへの理解を深めるといった目的によるものであって、外国公務員等の職務に関して、不当な目的もないのであれば、必ずしも「営業上の不正の利益」を目的とする贈賄行為と評価されるわけではありません。

例. 業務上の会議における茶菓や簡素な飲食物の提供

(指針P.25参照)

日本の法律で禁止されているから渡せないって言うアイテムはないの？

経産省発行の**拒絶カード**があります。外国公務員贈賄防止に関するパンフレットには、英語で贈賄できない旨を記載しており、パンフレットを三つ折りにすると、拒絶カードとして使えるようになっています。



(参考) 企業が注意すべき場面

※以下の場面のほか、事業の**入札・契約**時にも注意しましょう。例えば、事業の請負契約を早期に締結するためにゴルフクラブセット等を供与した事案では、実際に罰金刑が科されました。(指針P.39)

1. 税関関係



通関手続のとき、窓口で通関をする見返り等で支払を要求

2. 税務関係



税務申告や税務監査のとき、金銭の支払を要求

3. 入国管理関係



ビザの発給や更新のとき、金銭の支払を要求

4. 労働関係



就労許可証の申請のとき、金銭の支払を要求

5. 建設関係



建築許可や工場操業許可の申請のとき、金銭の支払を要求

6. 環境基準関係



環境基準に関する認可申請のとき、金銭の支払を要求

7. 商業関係



商業施設などに関する証明書の取得やライセンスの申請のとき、金銭の支払を要求

8. 農水産品の輸出入関係



農水産品の輸出入の許可申請のとき、金銭の支払を要求

9. 警察関係



交通違反があったと高額な罰金を課され、これを免除する見返りと称し金銭の支払を要求

10. 司法関係



裁判官等から金銭の支払いを要求

11. 国営銀行



銀行手続を早急対応の見返りと称して、金銭の支払を要求

12. 地方政府



行政としての許認可の手続をする見返りと称して、金銭の支払を要求

Step.3 法律は知っているけどどうしたら未然に防げるの？

国内外の関係法令を遵守し、企業価値を守るためにも、外国公務員贈賄防止体制の構築・運用が重要になります！

防止体制の構築・運用に向けて何を最優先に取り組むべきでしょうか？

01 経営トップの役割

- ◆ 経営トップの姿勢やメッセージが重要。
- ◆ 経営トップのみが誤った認識を断ち切ることができるので、経営トップの姿勢が全従業員に対して明確に、繰り返し示されることが効果的。
- ◆ 基本方針を策定するとともに、基本方針の公表を通じて贈賄防止に向けた企業意思を発信することが重要。

基本方針

国内外の法令違反となる外国公務員贈賄行為を未然に防止するため、「目先の利益よりも法令遵守」という経営者の基本姿勢、及び、外国公務員等に対し、当該国の贈賄罪又は不正競争防止法の外国公務員贈賄罪に該当するような贈賄行為を行わないことが盛り込まれた基本方針を策定することが望ましいです。

(指針P.7)

02 社内規程の策定・組織体制の整備

- ◆ 外国公務員等と接する取引において、どのような手続で、誰が、どのような基準で、承認を出す、といった内容を定めた社内規程を策定することが重要。
- ◆ 現場担当者が上司やコンプライアンス責任者に相談できる関係の構築や相談・通報を受け付けるための窓口の設置等、風通しの良い組織体制を整備することが効果的。

社内規程

例えば、SFPは禁止する、リスクに応じて上位の者が決裁するなど、行為類型毎に承認要件、承認手続、記録、事後検証手続を内容とする社内規程を策定することが望ましいです。

なお、支払行為を詳細に記録化していることが対外的に公表・周知されると、賄賂を要求する外国公務員等への牽制効果を期待することもできます。

組織体制

例えば、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス統括責任者の指名、社内相談窓口及び通報窓口の設置等が考えられます。

防止体制の運用においては、現場における具体的な贈賄の兆候を早期の対応に結びつけることができるよう、現場担当者が上司やコンプライアンス責任者に気軽に相談できるような、組織内の「風通し」を確保すること、子会社を含め、営業部門・営業担当者に対しては、実現困難な受注実績を求めると贈賄行為を行う動機を形成させないよう配慮することがポイントとなります。

(指針P.10)

コラム③ 企業・機関の取り組み～その2～

経営トップのメッセージを公表って言ってるけど、どういう風になっているの？

「法令遵守を徹底する」、「贈賄行為をしない」旨を示した方針を企業のホームページ上で掲載している企業も多くあります。

どんな社内規程にすればいいの？

事前に行方類型による承認ルートや禁止行為、実際起こった際の対応等を規程に記載している企業もあります。また、第三者を利用する場合の留意点を記載している場合もあります。

(指針P.12参照)

体制整備って言われてもそもそもマンパワーが…

贈賄リスクの高低で手続のルールを変える等で省力化を図ることが考えられます。何も対策しないということではなく、禁止行為を定める、相談する上長を定めるなどしておくことをおすすめします。

(指針P.8, 14参照)

社内規程の策定や体制整備をしていない場合ってどうなるの？

防止体制の構築は、必要な注意を尽くしているとして、刑事罰（法人両罰規定）の適用においても考慮され得るものです。不正競争防止法では、贈賄をした個人のみでなく、法人両罰規定により、法人についても3億円以下の罰金を科することが規定されています。

☑ 体制整備はできてますか？ ～まずはここからチェックしましょう～



東京商工会議所が「企業行動規範対応」としてチェックシートを示しています。防止体制の確立には、時間も人手もかかりますが、まず始めにここから、チェックしてみたいかがでしょうか。

贈賄に関連する重要なポイントを以下に抜粋しております。

(企業行動規範対応チェックシート) <http://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=34590>

経営者の姿勢	管理面の対応	実施状況
<input type="checkbox"/> 法令順守の徹底を企業経営の基本としている	<input type="checkbox"/> 自社に適用される法令の動向を注視し、点検・確認するとともに、社内体制の整備や研修等を通じ社内に浸透させる仕組みができています	<input type="checkbox"/> 法令違反行為が生じていないか、定期的にチェックしている
<input type="checkbox"/> 業界慣行・商習慣・社内慣行よりも、法令遵守を優先することを企業経営の基本としている	<input type="checkbox"/> 業界慣行・商習慣・社内慣行が法令に違反していないかを検証し、従業員等に伝達する仕組みができています	<input type="checkbox"/> 業界慣行・商習慣・社内慣行が不適切と判断された場合、法令に則った行動を指示し、事後の実施状況をチェックしている
<input type="checkbox"/> 外国公務員・政治家等と、透明性の高い関係を維持するよう心がけている	<input type="checkbox"/> 外国公務員等への贈答・接待は禁止している／寄付・政治献金等について明確な基準を設けている	<input type="checkbox"/> 不正競争防止法や現地法令を遵守したうえで、外国公務員・政治家等と接している

コラム④ 外国エージェントによる贈賄で責任を負うことに注意！

第三者による贈賄リスクがよく言われているけど具体的にはどのようなもの？

贈賄事案のうち、エージェント等による贈賄が増加していると言われています。外国公務員等とつながっているエージェント等も存在しますので、エージェント等を利用する際には、そのようなリスクが存在することを把握しておくことは重要です。

(指針P.12参照)

どのように第三者が良いか悪いか判断すれば良い？

起用にあたっては、贈賄防止に係る社内規程の整備状況等、第三者のエージェントの実績や信頼性について、事前に弁護士に相談するなどして確認しましょう。

(指針P.13参照)

地域によってリスクの差はあるのかな？

一般的にアジア、中東、アフリカ、南米等は贈賄リスクが高いと言われています。当室の相談窓口へ寄せられる相談は、中国や東南アジアに関連する内容が多いです。

(指針P.8参照)

海外の代理店（エージェント）に任せておけば大丈夫と思っていないか？

現地のエージェントは現地の慣習をよく知っている分、慣習に倣って賄賂を支払うケースもありますので、エージェントを介しての贈賄にも注意する必要があります。

日本の不競法でも下記のように違反となるケースがありますので、十分注意しましょう。

(ある企業の取組事例)

適切なエージェント選定のために、以下のような項目に基づいて確認している例があります。

- 事前のバックグラウンド調査
 - ✓ 当該エージェントと外国公務員等との関係
 - ✓ 選定プロセス（不自然な紹介等ないこと）
 - ✓ 素性・評判・業務内容
 - ✓ 対価（業務内容に見合うこと）
 - ✓ 支払先（口座の正当性）等
- 契約条項へ法令遵守に関する項目を追加
- 誓約書への署名
- （誓約違反に対する）契約解消・契約金返還
- チェックリストに基づく最終確認
- 経理部門による支払時の確認
- 監査部門による事後的な確認



※もし賄賂を払ってしまったことが発覚したら？

賄賂を実際に外国公務員等から要求された場合、又は現地担当者が賄賂を外国公務員等に支払った可能性があることが内部監査、内部通報等によって明らかとなった場合（以下、総じて「有事」と言う。）には、**法令遵守を徹底するとともに自社（ひいては自社株主）への経済的損害を含めた悪影響を最低限に抑制するための行動を迅速に取る必要があります。**



有事の際、例えば何をしたらいいのでしょうか？

（指針P.20参照）



有事対応体制の構築

- まずコンプライアンス責任者や経営者へ報告します。
- 経営陣から独立した立場の役員に、有事に関する情報を報告します。
- 事案の重大性や状況に応じて、危機対応チームや調査チームを設置します。



捜査機関への通報、自首、合意制度の適用の申し入れを検討

- 自社に不利な情報を含む、関係証拠の収集・保全、ヒアリング等の実施をします。
- 収集した情報をもとに、贈賄行為の可能性が高いかを判断します。
- 贈賄行為の可能性が高い場合、弁護士への相談、捜査機関への通報や自首、検察官に対する合意制度の適用の申し入れを検討することも考えられます。



再発防止策の検討、ガバナンス機能の回復・強化

- 事態収束後は、原因究明を行い、企業集団としての再発防止策を検討します。
- その際、第三者委員会や内部調査委員会を設置することも検討に値します。
- 再発防止策の検討に終わらず、経営陣の責任追及や再発防止策の有効性や実施状況の確認等を含む企業集団としてのガバナンス機能の回復・強化を図ることも考えられます。

有事の際に迅速に行動できるように対応等を改めて見直し

- 賄賂要求内容の重大性等に応じて、現場での一時的な対応方法、本社等における危機対応チームの設置といった手順を事前に整理しましょう。
- 有事の際の指揮系統を明確にするために、有事に関する情報がコンプライアンス責任者や経営者に迅速に伝わるような体制を事前に構築しておきましょう。



少しでも疑問に感じたら早めの相談を！

↓ 困ったら国内もしくは国外の窓口へ ↓



外国公務員贈賄防止総合窓口

用語の意味、法律の解釈、連絡先等、何でも聞いてください。

TEL: 03-3501-3752

FAX: 03-3501-3580

E-mail: damezowai@meti.go.jp

外国公務員贈賄問題は、一企業のみで、外国公務員等の賄賂要求を不利益も覚悟して拒絶するといった適切な対応を講じることが困難な場合も多いです。

このような場合には、下記機関への早めの相談を検討してください。



外国公務員贈賄防止担当官
(現地日本大使館・総領事館)

担当者一覧が掲載されています。



https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page23_001661.html



不正腐敗情報相談窓口
(独立行政法人国際協力機構 (JICA))

開発協力事業 (ODA) に関しては、外務省及びJICAに設置された不正腐敗情報相談窓口にご相談することができます。

- JICA総務部法務課
TEL: 03-5226-8850
FAX: 03-5226-6393
E-mail: gatla-condesk@jica.go.jp
- JICA現地事務所等においても受付可



<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/index.php>



独立行政法人日本貿易振興機構
(JETRO)

お近くのジェットロまでお問い合わせください。



<https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/>



現地商工会議所

各国HPをご参照ください。



經濟産業政策局 知的財産政策室

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/index.html

電話 : 03-3501-3752 (直通) FAX : 03-3501-3580